

電磁的記録の開示の方法

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定に基づき、ひたちなか市個人情報保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年規則第6号）第12条第1項で定める電磁的記録の開示の方法は、次のとおりとする。

第1 電磁的記録（第2に掲げるものを除く。）の開示は、紙に印字し、若しくは印刷したものの閲覧又は交付の方法により行う。

第2 ビデオテープ、録音テープその他これらに類するものに記録されている電磁的記録の開示は、専用機器により再生したものの閲覧又は写しの交付の方法により行う。

第3 第1及び第2の規定にかかわらず、電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は電磁的記録媒体の写しの交付が容易であるときは、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は電磁的記録媒体の写しの交付の方法により開示を行うことができる。